

I 構造改革特区制度とは

構造改革特区制度の概要

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。

構造改革特区制度は、こうした現在の実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することによって、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的とする制度です。

この目的を達成するために、地域活性化統合事務局は、地方公共団体や民間企業はもとより、どなたからでも、ご要望、ご相談、ご提案を受け付け、新たな規制の特例措置の実現などの規制改革を目指しています。

また、既に規制の特例措置のメニューができているものについては、地方公共団体が特区計画を作成し、認定の申請をすることにより、計画に定めた区域内で、その特例措置を活用することができます。

各地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度をご活用ください。

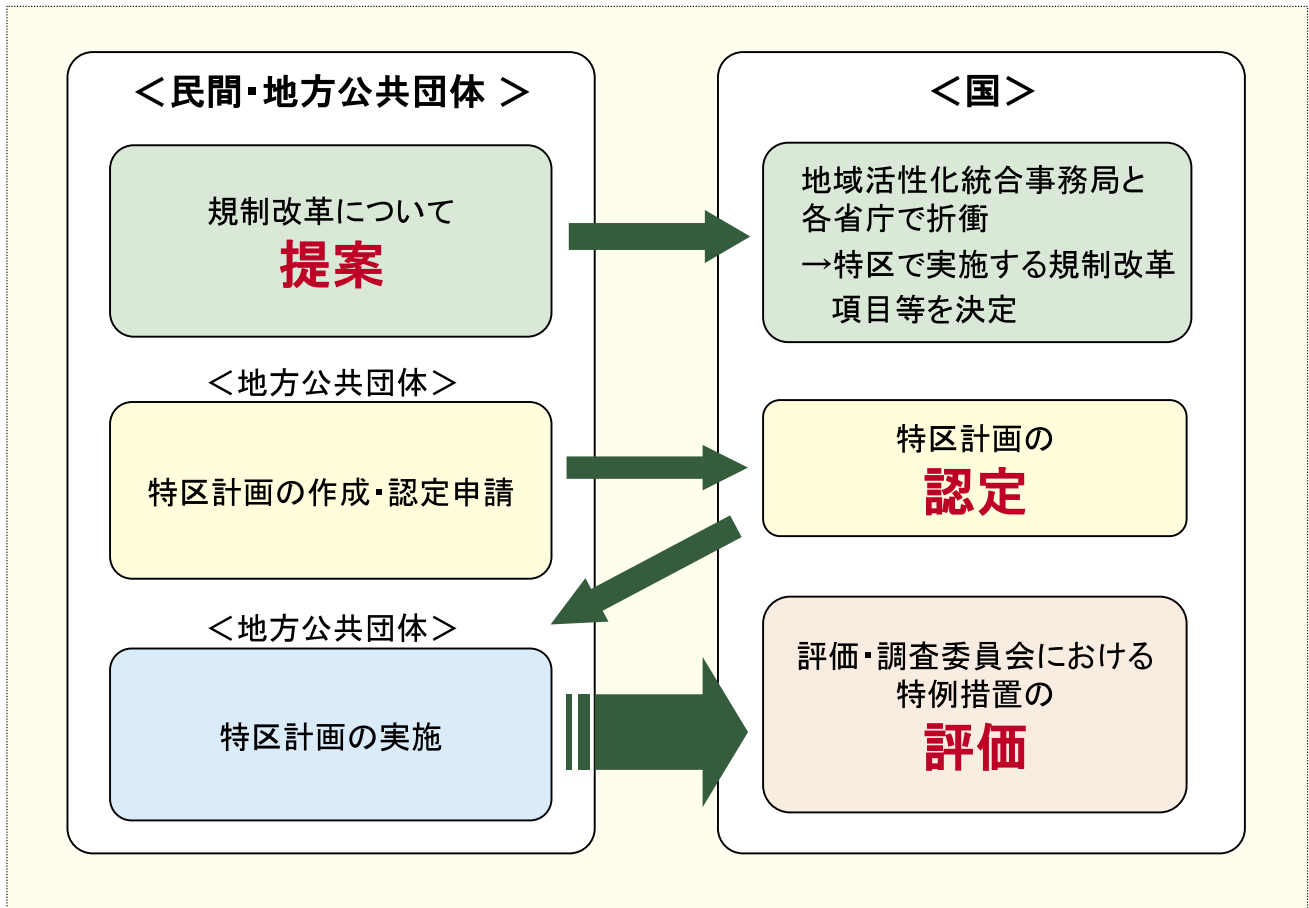
構造改革特区制度の目標

構造改革特区制度は、現在、次の2つのことを目標として推進しています。

- ① 構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげること。

構造改革特区制度の事務の流れ

構造改革特区制度には、①規制改革の提案、②特区計画の認定申請、③特例措置の評価の3つの段階があります。



規制改革の提案募集とは ～規制改革のメニューを作るためのアイデアを提案する～

規制の特例措置は、民間企業や地方公共団体をはじめ、皆様からのご提案に基づいて整備されます。そのため、地域活性化統合事務局は、年に2回、既存の規制の特例措置のメニュー表にない新たな特例措置のアイデアを皆様から幅広く募集します。ご提案につきましては、地域活性化統合事務局が関係省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現した場合は、政府の構造改革特別区域推進本部のホームページ等で「構造改革特別区域基本方針(別表1)〈以下、メニュー表(別表1)〉」として公表します。(P30参照)